

地域審議会の委員を公募します

地域審議会は、合併によって住民の意見が市政に反映されにくくなるとの懸念から、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、旧市町村ごとに設置したものです。地域審議会の役割は、八代市長の諮問に応じて審議し、またはその地域に関し必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べるという役割を担っています。

このたび、6つの地域審議会の委員改選にあたり、それぞれの地域から広く意見を求めるために公募委員を募集します。

- | | |
|-------|--|
| 募集人員 | 各地域審議会2名以内 |
| 任 期 | 委嘱の日から平成23年3月31日まで。
なお、各旧市町村の区域に住所を有しなくなったときは、委員としての資格を失います。 |
| 会議開催 | それぞれの地域で必要に応じて開催(21年度...4回程度開催予定)します。
なお、会議は原則として平日昼間に開催します。 |
| 報 酬 | 八代市条例の規定に基づき支給します。 |
| 応募資格 | 応募する地域審議会の所管する区域に住所を有し、20歳以上の人。
ただし、国および地方公共団体の議員または常勤の職員は応募できません。 |
| 応募方法 | 「地域審議会公募委員応募申込書」に必要事項および「地域審議会委員に応募した理由(400字以内)」を記入のうえ、持参、郵送、電子メールのいずれかにより、八代市役所 地域振興課まで提出して下さい。なお、提出された書類は返却しません。
応募申込書は、本庁(出張所を含む)および各支所に備え付けてあります。
市ホームページからダウンロードすることもできます。 |
| 応募期間 | 平成21年4月2日(木)~平成21年4月20日(月)まで。
郵送の場合は、応募締切当日必着です。 |
| 選考方法 | 応募書類により選考します。結果は応募者全員に通知します。 |
| 応 募 先 | 〒866-8601 八代市松江城町1-25
八代市役所 地域振興課 宛
電子メール shinko@city.yatsushiro.lg.jp
持参による提出の場合は、各支所総務課でも提出できます。 |
| 問合わせ先 | 八代地域 ... 本庁地域振興課 (電話33-4168)
坂本地域 ... 坂本支所総務課 (電話45-2211)
千丁地域 ... 千丁支所総務課 (電話46-1101)
鏡地域 鏡支所総務課 (電話52-1111)
東陽地域 ... 東陽支所総務課 (電話65-2111)
泉地域 泉支所総務課 (電話67-2111) |